旧姓による預金口座取引の取扱いについて

当金庫では、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望の方に旧姓による口座開設の取扱いが行えるようになりました。

現在、内閣府では、関係各省との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏が変わった場合であっても、希望する方が、職場等で旧姓を通称として使い続けられるようにするために、「旧姓の通称としての使用の拡大」に向けた取組を進めています。

当金庫では、これに呼応し、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

記

- 1. 対象となるお取引
 - 預金取引のみ
 - ※マル優や年金受取口座指定を除きます。
- 2. ご用意いただく書類など
 - (1) 現姓と旧姓が併記された本人確認書類
 - 運転免許証
 - •マイナンバーカード
 - ・住民票(別途本人確認資料が必要となる場合があります。)
 - (2) お取引に使用する印章(旧姓のもの)

以上

神戸信用金庫